平成２５年（フ）第１７７４号
愛知県大府市大府町ウド65番地の１　大府団地２棟403号
債務者　池永裕次こと　ＲＩＢＥＩＲＯ　ＧＵＩＬＨＥＲＭＥ　ＩＫＥＮＡＧＡ
１　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４４号
滋賀県米原市上板並337番地
債務者　近成　英樹
１　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで　大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２５年（フ）第２３６号
兵庫県加古川市加古川町西河原36番地の３グランプレステージ加古川Ⅲ―412号
債務者　小崎　涼子
１　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２４２号
兵庫県加古川市別府町新野辺767番地の７あかね荘３号
債務者　山岡　幸弘
１　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１７８号
長崎県長崎市大園町11番18―101号
債務者　梅本　和人
１　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２０号
北海道沙流郡平取町本町98番地２
債務者　水谷　幸信
１　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで　札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２５年（フ）第６３２号
仙台市太白区西中田６丁目５番１号　パルメゾン西中田202
債務者　及川　由貴（旧姓玉川）
１　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１１０号
福島市成川字上谷地83番地の２
債務者　阿部　　登
１　決定年月日時　平成25年10月30日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで　福島地方裁判所

平成２５年（フ）第１１４号
福島市鎌田字原際18番地の17　アトレ一番館201号
債務者　佐藤　欽也
１　決定年月日時　平成25年10月30日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで　福島地方裁判所

平成２５年（フ）第９３号
群馬県桐生市相生町５丁目284番地の117　ボヌール103号
債務者　野上　敦子
１　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第９６号
群馬県桐生市元宿町６番26号
債務者　大澤　　薫
１　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第８５８号
千葉県船橋市前原西３丁目21番11号　ＡＳＡ津田沼
債務者　安田　悦子（旧姓頴川）
１　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８８１号
千葉県市川市大和田２丁目14番４号
債務者　山田　岩藏
１　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２９４号
新潟市東区大形本町５丁目２番32号
債務者　笠原　静江
１　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２９５号
新潟市東区大形本町５丁目２番32号
債務者　笠原　毅博
１　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３６６号
新潟市東区物見山１丁目14番４号
債務者　小林　義行
１　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３６７号
新潟市東区物見山１丁目14番４号
債務者　小林　博美
１　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで　新潟地方裁判所民事部